

会津若松市上下水道局広告掲載等に関する要綱

(令和3年2月10日決裁)

改正 令和3年4月2日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市上下水道局（以下「上下水道局」という。）の資産等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載又は掲出することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載等の目的)

第2条 上下水道局の資産等への広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載等」という。）は、上下水道局の新たな財源を確保するとともに経費を削減し、もって、サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に掲げる上下水道局の資産等のうち広告掲載等が可能なものをいう。
 - ア 上下水道局の広報及び印刷物
 - イ 上下水道局のホームページ
 - ウ 上下水道局の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる上下水道局の資産等のうち、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認めたもの
- (2) 広告主等 管理者が広告掲載等を認めた者及びそのものの業務を代理して行う者等をいう。
- (3) 課長 会津若松市上下水道局分課分掌規程（令和2年会津若松市上下水道局管理規程第2号）第2条に規定する課の課長をいう。

(広告掲載等範囲及び基準)

第4条 次に掲げる業種の広告については、広告掲載等を行わない。

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定するもの
- (4) その他広告を掲載するものとして適当でないと管理者が認めるもの

2 広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等を行わない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びその構成員その他これらに準ずるもの
- (2) 市の入札参加資格停止措置を受けている者
- (3) その他広告を掲載する者として適当でないと管理者が認めるもの

3 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、広告掲載等を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 人権侵害、差別又は名誉き損となるもの、又はそのおそれのあるもの
 - (4) 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの
 - (5) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (6) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
 - (7) 個人の名刺広告
 - (8) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - (9) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (11) あたかも上下水道局が推奨しているかのような誤解を与えるもの又はそのおそれがあるもの
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載等を行うことが適当でないと管理者が認めるもの
- 4 前3項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準等は、広告媒体ごとに別に定める。

(審査)

第5条 広告媒体への広告掲載等の可否及び金額等については、管理者、局長、副局長、総務課長、経営企画課長、広告媒体を所管する課長及び審査する内容に関連する所属の課長が審査する。

(広告媒体の種類等)

第6条 広告掲載等を行う広告媒体の種類、広告の規格、広告掲載位置及び広告掲載期間等は、広告媒体ごとに課長が別に定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告の募集、選定の方法等については、広告媒体ごとに課長が別に定める。

2 広告掲載等を決定する場合の優先順位は、原則として次のとおりとする。

(1) 第1位順位

市内に本社、本店等を有する事業者

(2) 第2位順位

市内に支社、支店、営業所等を有する事業者

(3) 第3位順位

前2号に掲げる事業者以外の事業者

(広告主等の責任等)

第8条 広告主等は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告に関する版下原稿等の作成経費は、広告主等が負担する。

(修正措置等)

第9条 管理者は、広告主等がこの要綱の規定に抵触又は抵触するおそれがあると判断したときは、広告主等に対して、広告掲載の取消し、広告内容の修正その他必要な措置を講ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。